

○睦沢町電子入札約款

平成26年3月28日

告示第6号

(目的)

第1条 睦沢町の発注に係る工事又は製造の請負、調査・測量・設計等の委託及び物品の買入れ等の契約に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取り扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）及び睦沢町財務規則（昭和59年睦沢町規則第4号）その他の法令に定めるもののほか、この電子入札約款に定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加者又は指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案及び現場等について疑義があるときは、関係職員の説明を求めることができる。

- 2 入札書は電子入札システムにより作成し、公告又は通知書に示した日時（以下、「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。
- 3 入札参加者は、睦沢町入札参加資格審査を申請した代表者又は代理人とする。
- 4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札参加者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
 - (1) 入札書受付開始日時までは、入札執行担当課へ紙様式により辞退届を提出するものとする。
 - (2) 入札書受付締切予定日時までは、電子入札システムにより辞退届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。
 - (3) 入札書受付締切予定日時以降、開札開始日時までは、入札執行担当者へ紙様式により辞退届を提出するものとする。
- 3 入札参加者は、辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、撤回することはできない。
- 4 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受け

ることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、開札開始日時までに入札書又は辞退届の提出を行わなかった場合は、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に他の入札参加者に対して入札価格を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることができるものとする。

2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明した場合は、入札の執行の延期又は紙入札への移行など運用の変更を行うものとする。

3 入札の中止等により損害が生じた場合、町は一切の賠償の責を負わない。

(開札)

第7条 入札執行者は、公告又は通知書に示した日時及び場所において、電子入札システムにより開札を行うものとする。

2 入札参加者は、開札に立ち会うことができるものとする。なお、代理人が立ち会う場合は、委任状を立ち会い時に提出するものとする。

3 開札に際して、入札参加者に立ち会い希望者がいない場合は、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

4 立会人は、開札が適正に行われたことを証明するための署名をするものとする。

(無効となる入札)

第8条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

(1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札

(2) 委任状にある受任者以外の代理人がした入札

- (3) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (4) 必要事項を欠く入札
- (5) 明らかに連合であると認められる入札
- (6) 同一人がした2以上の入札
- (7) 電子認証書を不正に使用した入札
- (8) 開札日までに有効期限が切れるICカードを用いた入札
- (9) 入札に際して不正を行ったもののした入札
- (10) 予定価格を事前公表する入札の場合においては、予定価格を超える入札書を提出した者のした入札
- (11) 入札金額内訳書を提出することが条件の入札の場合において、入札金額内訳書の提出がない又は入札金額内訳書に重大な不備のある者のした入札
- (12) 再度入札における入札金額が前回の入札の最低金額以上の入札
- (13) 電子入札案件に紙入札で参加するものにあつては、前各号のほか次のいずれかに該当する入札
 - ア 金額を訂正した入札
 - イ 記名押印を欠く入札
 - ウ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭な入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札
(保留)

第9条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留とする。

- (1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき
- (2) 発注者が特に必要と判断したとき
(落札者の決定)

第10条 原則として、最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、別に落札者決定基準が定められている場合はそれに従うものとする。

2 最低制限価格を設けた入札の場合は、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

3 第2項の最低制限価格は別に定める。

(同価格又は同評価値の入札者が二人以上ある場合の落札者の決定)

第11条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をしたものが二人以上あるときは、直

ちに当該入札をしたものに、電子入札システムにより電子くじを実施して、落札者を決定する。ただし、電子入札システムの仕様等により電子くじを実施できないときは、当該入札をした者にくじを引かせて、落札者を決定する。

(再度入札)

第12条 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札をした者がいないときは、電子入札システムにより入札執行者が指定する日時において再度の入札を行うものとする。

2 前項の場合において、再度入札の回数は、原則として2回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、当該再度入札の前の入札に参加した者で最低制限価格を設けている場合は、最低制限価格を下回らない入札をした者とする。ただし、当該再度入札の前の入札が無効になった者は、再度入札に参加できないものとする。

4 第2項に規定する開札の結果、入札が不調となった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号による随意契約を締結することができるものとする。

(契約の締結)

第13条 落札者は、落札決定の日から7日以内に契約（議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年陸沢町条例第15号）第2条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、契約担当者の承諾を得て、この期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

(契約の保証)

第14条 落札者は、当該契約の締結に際し、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

2 前項に規定する契約保証金の納付は、次の各号に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

(1) 国債又は地方債

(2) 特別の法律による法人の発行する債券

(3) 金融機関の引受け、保証又は裏所のある手形

(4) 金融機関の保証する小切手

(5) 金融機関の保証証書

(6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

3 前2項の規定にかかわらず、契約者が次の各号の一に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を納付させないことができる。

- (1) 契約者が保証会社との間に町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保証会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 契約者が過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模を同じくする契約を2回以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であり、かつ、当該契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (4) 契約者が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、契約者が売買代金を即納するとき。
- (6) 契約金額が500万円未満であり、かつ、契約者が契約を確実に履行するものと認められるとき。
- (7) 国若しくは公団、公庫等の政府関係機関又は地方公共団体と契約するとき。

(建設業退職金共済制度の履行確認)

第15条 1件500万円以上の工事を受注した建設業者は、建設業退職金共済組合の発注官公庁用掛金収納書を貼付した建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書を工事契約締結後1ヶ月以内に契約担当課長に提出すること。

(異議の申立て)

第16条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等について
の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(内訳書の提出)

第17条 契約担当者は、必要があるときは、入札参加者から入札金額見積内訳書の提出を
求めることができる。

(補則)

第18条 本約款に定めるもののほか、電子入札システムの取り扱いについては、睦沢町電子調達システム運用基準によるものとし、電子入札システムにより一般競争入札を執行する場合は、睦沢町建設工事に係る一般競争入札の実施要領(平成11年睦沢町訓令第7号)にならうものとする。本約款及び睦沢町電子調達システム運用基準に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、平成26年4月1日から施行する。

